

委 員 長 談 話

平成 20 年 10 月 17 日

千葉県人事委員会委員長 浜名 儀一

1 本日、人事委員会は、議会及び知事に対して、職員の給与等について報告及び勧告をいたしました。

本年は、職員の給与と民間給与を比較したところ、月例給については、その較差が極めて小さいことなどから、給料表及び諸手当の改定を行わないこととし、特別給についても、おおむね均衡していることから、改定しないこととしました。

なお、医師等に対する初任給調整手当については、国に準じて改善する必要があると報告しました。

2 給与構造改革の一環として、平成 22 年度に完成させることとしている地域手当については、県内民間企業の状況等を踏まえ、平成 21 年度に所要の経過措置を設けた上で、平成 22 年度から支給割合を県内一律 7 % とすることとしました。

3 また、メリハリある教員給与体系の実現を図るため、義務教育等教員特別手当については、教員特殊業務手当の充実と併せた縮減を速やかに行うこととしました。

4 勤務時間については、国との均衡を図る必要があることから、1 日当たり 7 時間 45 分、1 週間当たり 38 時間 45 分に改定することが適当であり、改定に当たっては、所要の準備を行った上、国及び他の都道府県の状況等を考慮し実施すること

とが適當と報告しました。

5 さらに、公務運営については、能力・実績に基づく人事管理、勤務環境の整備、退職管理に関して報告しました。

6 人事委員会の勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に、社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行っています。

7 議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、本年の勧告を速やかに実施されるよう要請いたします。

8 なお、職員の給与については、現在、減額措置が実施されているところですが、職員にとって大きな影響があることから、早期に解消し、人事委員会勧告に基づいたあるべき職員の給与水準が確保されることを、改めて強く望みます。

9 職員においては、県民の公務に寄せる期待と信頼に応えるため、一人一人が、改めて全体の奉仕者としての高い使命感と倫理観を持つとともに、常に県民の視点に立ち、より効率的で的確な公務運営を目指し、職務遂行に全力を注ぐことを要望します。

10 県民の皆様には、人事委員会の行う勧告の意義と、職員がそれぞれの職務を通じ、県民福祉の向上に日々努めている実情について、深い御理解をいただきたいと思います。